建設発生土の利用又は搬出に関する特記仕様書

１．建設発生土の利用

~~本工事に使用する土砂は、下記の工事あるいはストックヤードからの建設発生土を利用するものとする。~~
~~なお、搬出側工事等のやむを得ない事情により利用することが困難な場合は、監督職員と協議すること。~~

記

１）工事(ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ)名　：
２）工事(ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ)場所：
３）土　量：　　㎥、土　質：　　、運搬距離：　　km
４）搬出予定時期：
５）受注者(ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ管理者)：
担当者名　　、TEL(　　)　　－
６）留意事項：

２．建設発生土の搬出:工事間流用【指定処分（Ａ）】

~~本工事に伴い発生する土砂は、指定処分（Ａ）として下記工事へ流用するものとする。~~
~~なお、流用先工事のやむを得ない理由により利用することが困難な場合は、監督職員と協議すること。~~

記

１）工　　事　　名：
２）工　事　場　所：
３）土　　量：　　㎥、土　質：　　、運搬距離：　　km
４）受入予定時期：
５）受 注 者 名 ：
担当者名　　、TEL(　　)　　－
６）留　意　事　項：

３．建設発生土の搬出：同一工事内の埋土地等への流用【同一工事内利用】
公用地、常設施設、発注者が指定する受入地への流用【指定処分（Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ）】

~~本工事に伴い発生する土砂は、同一工事内の埋土地等への搬出、あるいは指定処分（Ｂ）、指定処分（Ｃ）、（Ｄ）、指定処分（Ｅ）として下記受入地（施設）へ搬出（又は仮置）するものとする。~~
~~なお、指定処分（Ｃ、Ｄ）において明示した受入施設での受入が困難となった場合など、明示した施設と異なる施設へ搬出せざるを得ない場合は、監督職員と協議すること。~~

記

１）受入地（施設）名称：
２）受 入 場 所：
３）土　　量：　　㎥、土　質：　　、運搬距離：　　km
４）留 意 事 項：

４．建設発生土の搬出：受注者が確保する受入地への流用【指定処分（Ｆ）】

本工事に伴い発生する土砂は、指定処分（Ｆ）として以下の要件を満たす受入地において有効利用を図るものとし、下記により搬出するものとする。

（要件）

ア　関係法令等で必要な許可を受け、日常の管理も許可条件を遵守して行われること。
イ　建設資材等として有効利用するものであること。
ウ　妥当な跡地利用計画があること。
エ　里山等の自然環境を損なうものでないこと。
オ　安全管理や環境配慮等が十分になされていること。
カ　周辺住民の苦情等がないこと。
キ　その他、必要な要件が整っていること。

記

１）土　　量：　2,000 ㎥、土　質：　砂質土　　、運搬距離：2 km（暫定）
２）留 意 事 項：受け入れ先は受注者と協議する。

また、事前に「建設発生土受入地届」を監督職員に提出し、確認を受ける。
なお、運搬距離等に変更が生じた場合の手続きは監督職員の指示による。

※）
指定処分については、（A）～（F）のうち該当するタイプを明示すること。
指定処分（A）：工事間利用による処分方法
指定処分（B）：公用地等に仮置きする処分方法
指定処分（C）：公的機関の常設ストックヤードまたは県登録の民間の常設ストックヤードへ搬出する処分方法
指定処分（D）：公的機関の常設受入施設または県登録の民間の常設受入施設へ搬出する処分方法
指定処分（E）：発注者が指定する受入地へ搬出する処分方法
指定処分（F）：受注者が確保する受入地へ搬出する処分方法

建設発生土受入地届

平成　　年　　月　　日

（発注者）

様

受注者　住所

氏名

建設発生土の処分地について下記のとおり届け出ます。

記

1　工　　事　　名：

2　工　事　場　所：

3　受　入　所　在　地：

4　現　況　地　目：

5　土　地　所　有　者：

6　土地利用責任者：

7　建設発生土の利用用途：

8　跡地利用計画等：

添付書類

・関係図面（位置図・平面図・計画図・付属施設の構造図）
・運搬ルート図
・受入地の状況写真
・土地所有者の承諾書
・関係法令の許可証の写し（許可手続きが必要な場合）
・盛土の安定計算（必要な場合）
・土砂の流出防止、排水対策に関する書類
・採石場跡地である場合
　1）処分地の採石法及び砂利採取法における採取廃止届又は、認可中の採石場跡地に処分する場合は、発生土の受入が認可採取計画に合致していることを証明する書類の写し

建設廃棄物の処理に関する特記仕様書

１．建設廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）及び島根県建設副産物処理要領に基づいて行うこと。
２．建設廃棄物の処理を委託する場合は、建設廃棄物処理法の許可を得た業者に委託するか、個別指定を受けて適切に処理すること。この場合は、書面で委託契約を締結し、工事完成時に委託契約書を提示すること。
３．建設廃棄物が適正に処理されたことを産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより確認し、処理完了後にＤ票及びＥ票、または電子マニフェストから印刷した受渡確認票（ＪＷＮＥＴのロゴマーク付き）を提示すること。
　また、マニフェストをもとに種類毎の処理量の集計表（様式は問わない）を作成し、提出すること。
４．受注者が自ら処理する場合は、処理前後を対比して処理数量及び処理状況が確認できる図面、写真等の資料を提出すること。
５．建設廃棄物の処理について、管轄の保健所と協議した場合はその資料の写しを提出すること。
６．本工事の施工に伴い発生した建設廃棄物は、以下により処理すること。

（１）コンクリート塊

　コンクリート塊の工事現場からの搬出については、工事現場から直線で半径２０キロメートルの範囲内の再資源化施設に原則搬出すること。

（２）アスファルト・コンクリート塊

　アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出については、工事現場から直線で半径４０キロメートルの範囲内の再資源化施設に原則搬出すること。

　なお、再生アスファルト骨材用受入施設は、島根県ホームページの「しまね再資源化施設情報検索システム」（http://web-gis.pref.shimane.lg.jp/Recycle/）において「Ａｓコンクリート塊（再生Ａｓ骨材用）」として登録されているので確認すること。

７．本工事の施工に伴い発生する建設廃棄物は、下表に示す処理施設への搬出を計画している。
　なお、次表は積算上の条件明示であり、明示する処理施設での受け入れが困難となった場合などにより、明示する施設と異なる施設へ搬出せざるを得ないなどの場合は設計変更の対象とする。但し、受注者の責による場合はこの限りではない。
　また、アスファルト・コンクリート塊の搬出先について、上記６（１）の条件を満たさない施設を選定する場合には、監督員と協議すること。

廃棄物処理施設

建設副産物の　種　類	ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	建設発生木材	建設汚泥（中間処理～最終処分）	その他（　　）
①受入れ場所	鎌田組	鎌田組			
②受入れ時間帯	8時00分～17時00分迄	8時00分～17時00分迄	時　分～時　分迄	時　分～時　分迄	時　分～時　分迄
③受け入れ費用	受け入れ費用については、平日を見込んでいる。				
④仮置き等					
⑤受け入れ条件	最大粒径　cm程度	最大粒径　cm程度			
備　　考					

再生資材等の使用に関する特記仕様書

１．受注者は、下記について再生資材を使用すること。なお、使用に際し、監督職員及び再資源化施設側（再生資材を製造する施設）と十分協議すること。

（１）砕石・砂・アスファルトコンクリート・改良土

資　　材　　名	規　　格	使　用　箇　所	備　考
再生クラッシャーラン	ＲＣ－40	路盤工	
~~再生砂~~	~~ＲＳ~~		
再生密粒度アスファルト・コンクリート	骨材の最大粒径 13㎜・20㎜	表層工	
~~再生粗粒度アスファルト・コンクリート~~	骨材の最大粒径 20㎜		
~~再生改質アスファルト・コンクリート~~	骨材の最大粒径 20㎜		
~~再生アスファルト安定処理~~			
~~改良土~~	~~第　　種改良土~~		

２．使用に当たっては、島根県公共工事共通仕様書、舗装の構造に関する技術基準・同解説、舗装設計施工指針及びプラント再生舗装技術指針等を遵守のうえ、適正な品質を確保すること。

３．再生クラッシャーランの原材料は、コンクリート塊、アスファルト･コンクリート塊、廃瓦及び砕石とし、ゴミ、泥、ガラス、陶磁器、レンガ、プラスチック、金属等の有害量含んではならない。

また、次に示す品質および環境基準を満足することを製造業者が１年以内に行った試験の証明書等により確認しなければならない。

（１）再生クラッシャーランの品質

下層路盤材として使用する場合の品質は、島根県公共工事共通仕様書の第２編　材料編　表 2-4 再生砕石の粒度、第３編　土木工事共通編　第１章　総則　第６節一般舗装工　２-６-２アスファルト舗装の材料表２-１６下層路盤の品質規格の規定による。ただし、一部を以下のとおりとする。

１）ＰＩは規定しない。

２）コンクリート塊の再生骨材、廃瓦の再生骨材のすり減り減量は５０％以下とする。

（ロサンゼルス試験器による粗骨材のすり減り試験（１３～５㎜のもの））

（２）環境基準

廃瓦を原材料として使用している場合は、平成２１年３月３１日付け廃第８０９号『廃瓦破砕物の土木資材としての再生利用に係る取扱いについて』に定められた有害物質の溶出量基準を満足すること。

４．再生クラッシャーランについては、施工計画書の主要資材一覧表において、備考欄にその原料名を記載すること。（参考値として配合割合を記載すること）

なお、これを変更する場合には、監督職員と協議すること。

注）再生砕石の原材料に、「コンクリート塊」「アスファルト塊」「廃瓦」「新材」以外を使用する場合には、廃棄物処理法に基づく「再生利用業個別指定」を受ける必要があるので、注意すること。

５．再生アスファルト混合物のうち、アスファルト・コンクリート再生骨材の配合率は、１０～５０％とし、配合設計書を提出し監督職員の確認を受けなければならない。なお、改質アスファルトを使用する再生加熱アスファルト混合物は再生骨材の配合率を１０％以下とする。

ただし、アスファルト混合物事前審査認定混合物は除く。

建設リサイクル法に関する特記仕様書

１．本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号。以下「建設リサイクル法」という。）」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、建設工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

（１）分別解体等の方法

工　　程	作　業　内　容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑥その他（　　）	その他の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※当てはまる□に「レ」印を記入。

（２）再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	コンクリート	ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	木　材
施設の名称	鎌田組	鎌田組	
所　在　地	出雲市稗原町字上ヶ山	出雲市稗原町字上ヶ山	
受 入 時 間	８：00～17:00	８：00～17:00	
仮 置 き 等			
受 入 条 件	指定なし	指定なし	
備　　考			

注１）上記（２）については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

注２）土木工事に伴い発生する伐採木、伐根材や草は建設資材ではないため、特定建設資材廃棄物には該当しない。

２．受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

再資源化等報告書

平成　　年　　月　　日

（発注者）
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（郵便番号　　－　　）電話番号　　－　　－
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１８条第１項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

１．工事の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．工事の場所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．再資源化等が完了した年月日　　平成　　年　　月　　日

４．再資源化等をした施設の名称及び所在地
（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

５．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用　＿＿＿＿＿＿＿＿万円